

「令和6年能登半島地震対策検証委員会検証結果中間案」 および「石川県消費者基本計画（案）」に対して意見表明

日本損害保険協会北陸支部委員会（委員長：高口 格・東京海上日動火災保険株式会社金沢支店長）では、2月18日付で公表された「令和6年能登半島地震対策検証委員会検証結果中間案」および「石川県消費者基本計画（案）」の意見募集に対し、3月10日付で次の通り、意見表明を行いました。

当委員会では、引き続き、自治体等が実施するパブリックコメントに積極的に対応してまいります。

《意見内容》

【令和6年能登半島地震対策検証委員会検証結果中間案】

○中間案 P37 2. 生活を守る・命をつなぐ(4)住まいの確保・支援 ①住宅の耐震化

- ・令和6年能登半島地震により、耐震性が低下した住宅の耐震補強は急務であり、補助制度の拡充や制度そのものを周知していく取組みについて賛同いたします。
- ・一方で、耐震化だけでは住宅被害を防ぎきれないことも想定されるため、被災後の経済的な負担を軽減させるためにも、地震保険の普及促進に更に取り組む必要があると考えます。
- ・地震保険は、国（財務省）と民間保険会社が法律に基づいて共同で運営しているものであり、保険会社に利潤は発生しない、極めて公共性の高い保険です。
- ・当県では近年、数度にわたり地震災害に見舞われていますが、全国的にみても付帯率（火災保険に地震保険を付帯している割合）が低い状態にあります。
- ・迅速な復旧・復興の一助となる地震保険の普及啓発に、県としてもお力添えいただければと思います。

【石川県消費者基本計画（案）】

○計画案 P5 第2章 消費者を取り巻く現状と課題 (4) 自然災害の激甚化・多発化

- ・近年、災害に便乗した悪質な業者が暗躍している実態があり、「対応」に整理されている通り、「迅速かつ適切な情報提供や消費生活相談体制の充実を図る」ことについて賛同いたします。
- ・なお、消費者への「情報提供」については、平時からの取組みがより重要であると考えており、当協会としても引き続き、協力してまいりたいと考えております。

○計画案 P34 【基本方針2】消費者教育および情報提供の充実 (1) 消費者教育の推進 ①小・中・高等学校における取組

- ・「生徒の発達段階において、消費者トラブルに対応できる実践的な能力を育成する消費者教育が行われるよう学校現場を支援」していく方向性について賛同いたします。
- ・当協会では、高等学校学習指導要領に基づいた「高校生向け金融教育副教材」を作成しており、高校教員が自ら授業を行っていただく「手引書」も用意しております。
- ・これらの教材も是非、活用いただき、取組みを進めていただければと思います。